ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領

都中農推第１３号

令和６年４月１日

第１　趣旨

令和６年度ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要綱（令和６年４月１日付都中農推第１２号。以下「実施要綱」という。）に基づくＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施する。

第２　事業実施主体

事業実施主体は、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」と言う。）とする。都内各地域の農業協同組合等との連携により実施する。

第３　補助対象者

第４の１ ①から④の補助対象事業をうける補助対象者は、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たす者とする。

（１）都内に居住し、都内のほ場にて農産物を生産し、都内で販売して

いる生産者

（２）耕作しているほ場の土壌診断を令和６年度に実施し、適正な施肥

管理を行う生産者

（３）化学肥料の使用を削減し、堆肥及び有機質肥料を施用する生産者

第４　補助対象事業の内容

１　本要領において補助対象者に対する事業の内容、補助率等は以下のとおりとする。

　　　なお、補助対象経費は、①～④の導入の経費とし、消費税及び地方消費

税は対象外とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助率 | 具体的な補助内容等 |
| 1. 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料の購入 | ２/３  以内 | （ア）堆肥（ペレット堆肥を含む）の購入  （イ）別紙１および２に定める動物の排泄物及び有機質肥料の購入  ※（ア）（イ）を合わせて補助金の上限は２００千円と  する。 |
| 1. 緑肥の種子の購入 | ２/３  以内 | 別紙４に定める緑肥作物の種子の購入  ※緑肥種子は、鑑賞用、食用の品種は補助対象外とする。 |
| 1. 緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類 | ２/３  以内 | 緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類  　　・ハンマーナイフモア、フレールモア等  　　・チッパー  　　・鎮圧用ローラー等  　※上記機械類の機能を持つトラクターのアタッチメントも対象とする。  　※乗用又は自走式等は問わない。  　※トラクター及び、トラクターのロータリーアタッチメントのみの場合は補助対象外とする。  ※対象機械類については別紙５を参照ください。 |
| 1. 堆肥散布機 | ２/３  以内 | 堆肥又はペレット堆肥を散布する機械  　※自走式、乗用式、トラクターのアタッチメント等も補助対象とする。  　※１０万円以下のものは対象としない。  　※対象機械類については別紙５を参照ください。 |

２　留意事項

1. 国及び都の補助金の交付対象となっている経費については本事業の補助対象としない。

②　本要領に基づき購入した堆肥・緑肥等の譲渡又は転売はできない。

③　補助対象となる経費は、次の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすものとする。

（ア）使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

（イ）補助対象期間中（令和６年４月１日～令和７年１月３１日）に支払が完了した経費

（ウ）補助金交付申請書については令和６年９月末までに提出が完了

（エ）証拠資料（領収書等）によって支払金額が確認できる経費

（オ）補助対象品目の運搬費や取付手数料は、補助対象外とする

1. 事業実施にかかる支出を行う際には、ポイント払いは行わないこと
2. 同一申請者、同一世帯からの申請は対象事業ごとに１件とする

※複数申請が判明した場合には、すべて不採択となる（採択後に複数

申請が判明した場合も、遡って交付決定を取り消す）

第５　補助金の交付に係る暴力団の排除

１　補助対象者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

２　補助対象者が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員当に暴力団員等又は暴力団に該当するものがある場合についても、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

第６　補助金の交付申請手続き

（交付申請書）

１　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは原則として地域の農業協同組合等を通じ「補助金交付(変更)申請書（別記様式第１号の１）」及び「東京都暴力団排除条例に係る誓約書（別記様式第１号の２）」を中央会会長に提出するものとする。

（消費税等の事業費からの減額）

２　補助対象者は、１による申請をするに当たっては、該当補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を補助金から減額して申請しなければならない。

第７　補助金の交付決定

（交付決定通知）

１　中央会会長は、第６の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定（別記様式第２号）を行い、補助対象者に通知する。

２　中央会会長は、１の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第８　申請の撤回

（交付決定への異議）

　　補助対象者は、第７の１の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知書受領日から１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

第９　申請事項の変更

（事業変更承認申請）

１　補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（別記様式第３号）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

①　事業内容の著しい変更

②　補助対象事業費の３割を超える変更

２　中央会会長は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第１０　事業の廃止の承認

　　補助対象者は、第８により補助金の交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（別記様式第４号）を中央会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

第１１　事故報告

　　補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第５号）を中央会会長に提出し、その指示に従うものとする。

第１２　実績報告及び請求

（実績報告及び請求書の提出）

１　補助対象者は、本補助事業が完了したとき、または令和７年１月３１日（金）のいずれか早い時期までに、本補助事業の成果を記載した「実績報告及び請求書（別記様式第６号）」を会長に提出するものとする。

　　なお、事業を廃止した場合には、当該様式に実績報告のみを記載して提出するものとする。

（消費税等額の扱い）

２　第６の２のただし書により交付の申請をした補助対象者は、１の実績報告及び請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告するものとする。

第１３　額の確定

（補助金額の確定と通知）

　　中央会会長は、第１２の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告及び請求書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知（別記様式第８号）する。

第１４　是正措置

１　中央会会長は、第１３の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

２　第１２の規定は、１の命令により補助対象者が必要な措置をした場合について準用する。

第１５　補助金の支払

　　中央会会長は、第１３の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

第１６　決定の取消し

１　中央会会長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

②　補助金等を他の用途に使用したとき。

③　補助対象者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

④　その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２　１の規定は第１３の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１７　補助金の返還

１　中央会会長は、第１６の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

２　中央会会長は、第１３の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる。

第１８　違約金加算及び延滞金

１　中央会会長が第１６の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助対象者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏都市の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　中央会会長が補助対象者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第１９　違約加算金の計算

１　第１８の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第２０　延滞金の計算

　　第１８の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第２１　他の補助金等の一時停止等

　　中央会会長は、補助対象者に対し補助金の返還を命じ、補助対象者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第２２　帳簿及び関係書類の整理保管

　　補助対象者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

第２３　委任

　　この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事業は中央会会長が別途定めるものとする。

　　附則

　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式第１号の１（第６関係）

記入日：令和　　　年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業費補助金交付申請書

令和６年度において、下記のとおり事業を実施したいので、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領第４の規定により、補助金※　　　　　円の交付を申請します。

※記入する補助金の額は、別記様式１号の１のア～エまでの補助金申請額の欄の合計額とする。

別記様式第１号の１のア

【堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料の購入】

記

１　事業内容

1. 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等の投入面積・量等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 肥料の種類 | 名称 |
| 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等 |  |  |
| 計 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 面積（㎡） | 数量（㎏） | 単価（税込） | 購入費（税込） |
| 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　補助申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】÷３×２ |
| 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等の購入額 |  |  |  |

　※堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等については上限金額200,000円の

ため【Ｂ】の金額が200,000円以上の場合は、補助金額は200,000円となります。

３　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

４　別添資料

1. 誓約書（別記様式第１号の２）
2. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
3. 導入する堆肥等の名称・種類がわかる書類（例．堆肥等の袋に記載の「生産業者（販売業者）保証票又は「肥料の品質の確保等に関する法律基づく表示」肥料成分表の写真等）

※対象の堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料については、別添資料をご確認ください。

５　本事業の事務担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 受付JA名  （部署・支店） |  |
| 担　当　者  所属・氏名 |  |
| 連　絡　先 | （電　話）  （ＦＡＸ）  （E-mail） |

　　※個人で申請の場合は上記事務担当者欄の記載は不要です。

　　※ＪＡにて取りまとめ申請の場合は上記事務担当者欄を記載してください。

別記様式第１号の１のイ

【緑肥の種子の購入】

記

１　事業内容

（１）緑肥の種子の投入面積・量等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 種子の種類 | 名称 |
| 緑肥の種子 |  |  |
| 計 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 面積（㎡） | 数量 | 単価（税込） | 購入費（税込） |
| 緑肥の種子 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　補助申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】÷３×２ |
| 緑肥の種子 |  |  |  |

３　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

４　別添資料

1. 誓約書（別記様式第１号の２）
2. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
3. 導入する緑肥の種子の名称・種類がわかる書類

※対象の堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料については、別添資料をご確認ください。

５　本事業の事務担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 受付JA名  （部署・支店） |  |
| 担　当　者  所属・氏名 |  |
| 連　絡　先 | （電　話）  （ＦＡＸ）  （E-mail） |

　　※個人で申請の場合は上記事務担当者欄の記載は不要です。

　　※ＪＡにて取りまとめ申請の場合は上記事務担当者欄を記載してください。

別記様式第１号の１のウ

【緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類】

記

１　事業内容

（１）導入機械等の計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種類・型番等 | 数量 | 単価(税込） | 購入費(税込） |
| 緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（２）計画内容

①　緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類の導入

導入時期：

設置場所：

管理者名：

利用方法：

利用者数：

※必要がある場合は、別に説明資料等を添付すること。

２　補助申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】÷３×２ |
| 緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類 |  |  |  |

３　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

４　別添資料

1. 誓約書（別記様式第１号の２）
2. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
3. 機械類の名称・種類がわかる書類

※対象の機械類については、別添資料をご確認ください。

５　本事業の事務担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 受付JA名  （部署・支店） |  |
| 担　当　者  所属・氏名 |  |
| 連　絡　先 | （電　話）  （ＦＡＸ）  （E-mail） |

　　※個人で申請の場合は上記事務担当者欄の記載は不要です。

　　※ＪＡにて取りまとめ申請の場合は上記事務担当者欄を記載してください。

別記様式第１号の１のエ

【堆肥散布機】

記

１　事業内容

（１）導入機械等の計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種類・型番等 | 数量 | 単価(税込） | 購入費(税込） |
| 堆肥散布機 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（２）計画内容

①　堆肥散布機の導入

導入時期：

設置場所：

管理者名：

利用方法：

利用者数：

※必要がある場合は、別に説明資料等を添付すること。

２　補助申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】÷３×２ |
| 堆肥散布機 |  |  |  |

　※堆肥散布機については、100,000円以下のものは対象としません。

３　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

４　別添資料

1. 誓約書（別記様式第１号の２）
2. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
3. 機械類の名称・種類がわかる書類

※対象の機械類については、別添資料をご確認ください。

５　本事業の事務担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 受付JA名  （部署・支店） |  |
| 担　当　者  所属・氏名 |  |
| 連　絡　先 | （電　話）  （ＦＡＸ）  （E-mail） |

　　※個人で申請の場合は上記事務担当者欄の記載は不要です。

　　※ＪＡにて取りまとめ申請の場合は上記事務担当者欄を記載してください。

別記様式第１号の２（第６関係）

**誓　約　書**

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同実施要領第１４の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同実施要領１５の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

住　所：

氏名

（団体名・代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第２号（第７関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

年　月　日

宛先

東京都農業協同組合中央会

　代表理事会長名　　　　　　　　　　　印

令和　年　月　日付で提出されたＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業費補助金交付申請書については、内容を審査したところ適当と認め、下記のとおり交付することに決定したので、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領第７の１の規定により通知する。

記

１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、　　年　月　日付　　　　第　　　号で申請のあったＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

３　補助率等

事業費、補助金額及び補助率等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 事業費 | 補助金額 | 補助率等 |
|  | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |

４　ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領の準用

この交付の決定通知の内容又はこれに付された条件、事務手続きについては、令和６年４月１日付都中農推第１３号ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領の各項を準用する。

別記様式第３号（第９関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業変更承認申請書

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業費実施要領第７の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認（及び補助金　　　　　　　円の変更交付）を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容（変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

1. 経費の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費(購入費合計)  （税込み） | 補助対象額【Ａ】  （税抜き） | 補助金申請【Ｂ】  【Ａ】÷３×２ |
| 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等 |  |  |  |
| 緑肥の種子 |  |  |  |
| 緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類 |  |  |  |
| 堆肥散布機 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

※堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等については上限金額200,000円のた

め、補助金申請額が200,000円以上の場合は、補助金額は200,000円となり

ます。

※堆肥散布機については、100,000円以下のものは対象としません。

２　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

３　別添資料

1. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
2. 導入する堆肥等、機械類の名称・種類がわかる書類

※対象の堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料・緑肥の種子・機械類につ

いては、別添資料をご確認ください。

別記様式第４号（第１０関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業廃止承認申請書

令和　年　月　日付　　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業については、下記のとおり事業を廃止したいので、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領第１０の規定に基づき承認を申請します。

記

　廃止の理由

別記様式第５号（第１１関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業事故報告書

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領第１１の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　年　月　日  現在の支出額 | | 残　　　高 | | 事故発生後  支出予定額 | |
| 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事故発生の場合の不用額 | | 円 | | | |

別記様式第６号（第１２関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業費補助金実績報告及び請求書

標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領第１２の１の規定に基づき、実績を報告し、下記金額を請求します。

記

１　請求額 　　　　　　　　　　円

２　実績内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】÷３×２ |
| 堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等 |  |  |  |
| 緑肥の種子 |  |  |  |
| 緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類 |  |  |  |
| 堆肥散布機 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

　※堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料等については上限金額200,000円の

ため【Ｂ】の金額が200,000円以上の場合は、補助金額は200,000円と

なります。

※堆肥散布機については、100,000円以下のものは対象としません。

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | | 支店名 |  |
| 金融機関コード（4桁） |  | 支店番号（3桁） | |  |
| 貯金の種類別 | 普通　当座  貯蓄 | 口座番号 | |  |
| 口座の名義（カタカナ） |  | | | |

※通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるものの写しを添付すること。

４　事業完了年月日　　令和　　　年　　月　　日

５　別添資料

　　経費の支出の根拠となる資料

1. 堆肥等・機械類を購入したことがわかる書類（例：①領収書及び購入したものがわかる納品書　　②名前を記載した購入明細レシート等）
2. 導入した堆肥等・機械類の名称・種類がわかる書類（例．堆肥等の袋に記載の「生産業者（販売業者）保証票又は「肥料の品質の確保等に関する法律基づく表示」肥料成分表の写真等）

（３）通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるもの

別記様式第８号（第１３関係）

番　　　　　号

（補助対象者名）

住　所

申請者名

電話番号

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって交付決定したＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業費補助金については、令和　年　　月　　日付をもって提出された実績報告の内容を審査した結果、ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　　円に確定したので通知する。

　　　　　　令和　年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長名　　　　　　印